

2020 年国勢調査 協力依頼の実施方針（案）

1 協力依頼の概要

調査の実施に当たっては、従来から、各府省及び各種団体等の協力を得て、広報ポスターの掲示、リーフレットの配布及び各種団体の発行する機関紙への広報素材の掲載等により、調査の正確かつ円滑な実施を図ってきたところである。

前回の平成 27 年国勢調査の協力依頼では、これまでの調査実施年を中心とした協力依頼を前倒しし、調査実施の前年度から調査員確保への対応及び調査環境整備の一環として、マンション関係団体及び高齢者福祉施設関係団体に対して、調査員の推薦に係る協力依頼及び調査実施啓発のためのポスター掲示を依頼した。

2020 年国勢調査の協力依頼では、平成 27 年国勢調査の協力依頼に準じて、マンション関係団体及び高齢者福祉施設関係団体に対する協力依頼を前年度から開始するとともに、その他の団体への協力依頼についても、前年度から開始することで、より一層の調査の正確かつ円滑な実施を図っていくこととする。

2 各府省

前回調査と同様、各種団体を所管する各府省の担当部局を訪問し、各種団体等への協力依頼文書の発出や各方面からの照会に対する円滑な対応を依頼するとともに、国勢調査のインターネット回答促進の方策などについて 2019 年 4 月から幅広く意見交換を行う。

2020 年国勢調査においては、外国人就業者の受入れ増加に伴い、外国人世帯の増加も見込まれることから、外国人就業者の登録状況を把握しているハローワークを所管する厚生労働省や法務省に新設される出入国在留管理庁等を訪問し、外国人世帯の把握のための方策等について助言を得る。

また、外務省を通じて各国の大使館が把握している外国人のコミュニティーについて情報を得ることが可能か検討をする。

3 マンション関係

調査員確保に向けた対策として、マンション関係団体等に対して、マンション関係者(マンション居住者、管理組合、管理会社、管理人など)からの調査員への推薦や調査員事務の業務委託についての理解促進を図るとともに、マンション管理会社からの空室状況の提供及びインターネット回答の促進に向けた有効な広報手法等について助言を得る。

(1) 協力依頼を行う団体

マンション関係団体への協力依頼については、平成 27 年国勢調査の協力依頼団体先（14 団体、41 企業）や調査の実施状況を踏まえ、マンション管

理業務を主要業務とする企業等を傘下会員としている団体に対し、2019年5月から訪問により行う。

(2) 協力依頼事項

調査を正確かつ円滑に実施する観点から、マンション関係団体の傘下会員（主にマンション管理会社）の業態に応じてマンション関係者に調査や調査員活動への正確な理解を得ること、マンション関係者から調査員を推薦いただくこと及び2020年国勢調査の広報の実施に際して、マンション関係団体や傘下会員を通じた国勢調査実施の周知や調査員募集用リーフレット等の関係書類の配布等について依頼する。

ア マンション関係者からの調査員確保

マンション関係者からの調査員確保（調査員募集）については、2019年度広報の展開時期や地方公共団体の調査員募集開始時期も考慮し、マンション関係団体や傘下会員を通じて、マンション関係者に関係書類等を配布する、又はマンション関係団体から傘下会員等の名称や所在地などの提供を受け、総務省統計局から関係書類を直接送付する方法により実施する。

イ 調査員事務の業務委託

調査員事務のマンション管理会社への業務委託は、前回調査と同様に導入する方針であることを説明すし、趣旨や業務内容について、マンション関係団体を通じて傘下会員への周知することについて依頼する。

ウ 実査関係の協力依頼

マンション内のポスター掲示、オートロックマンション内の連続訪問、管理マンション情報の提供及び空室情報の提供などの実査関係の協力依頼は、調査員確保の協力依頼の時期と混同しないよう考慮した上で、関係書類の配布により実施する。

配布は、マンション関係団体又は総務省統計局から、マンション関係団体の傘下会員を通じて、マンション管理組合の総会等の開催時期を考慮した上で、マンション管理組合へ関係書類が配布されるよう依頼を行う。

なお、空室情報等の提供依頼は、平成27年国勢調査の実績を踏まえ、提供するマンション管理会社側の事務負担に配慮しつつ、平成27年調査で情報提供のあったマンション管理会社（6社）を中心に適時の提供を依頼する。

(3) 意見交換事項

2020年国勢調査の実施に向けた取組事項のうち、2019年度に実施する広報展開や調査員事務のマンション管理会社への業務委託については、マンション関係者や傘下会員等の知見を効果的に活用する方策について助言を得るとともに、マンションの空室状況の提供依頼、2020年度の広報の実施及びインターネット回答の促進に向けた広報等について積極的に意見交換を行

うこととする。

また、外国人が多く入居するマンションの名称、所在地等の情報提供の可否について意見交換を行う。

3 高齢者福祉施設関係

高齢者福祉施設の調査については、自宅との重複調査を避け、正確かつ円滑に調査するため及び施設から調査員を確保するため、平成 27 年国勢調査の協力依頼先団体（6 団体）を対象に 2019 年 5 月から訪問により行う。

訪問の際は、高齢者福祉施設の調査方法や 2020 年国勢調査に向けた取組み状況等（本人が調査票に記入できない場合等のインターネットを用いた回答方法の導入等）について説明を行う。

関係書類等の配布は、マンション関係と同様に、高齢者福祉施設関係団体又は総務省統計局から傘下会員を通じて行うほか、2020 年国勢調査においては、意見交換において、大手の高齢者福祉関連企業の情報を得て、それらへの直接訪問による協力依頼を検討する。

また、外国人就労者の受入れ拡大に伴い、介護業に就労する外国人の増加が見込まれることから、2020 年国勢調査に向けた外国人の雇用状況を把握するとともに、外国人に対しての調査実施の周知、理解を得るための手法について助言を得る。

4 その他の関係団体等

(1) 外国人関係団体への協力依頼

平成 27 年国勢調査の協力依頼先団体（7 団体）に訪問するとともに、各府省との意見交換や助言により把握した方策に基づいて依頼を行う。

特に、外国人が多く就労している小売・卸売業、製造業等の企業を把握することで、効果的なアプローチを図るとともに、把握した企業や関連する各種団体との意見交換において、外国人に対しての調査実施の周知、理解を得るための手法について助言を得る。

(2) 教育関係団体への協力依頼

調査員が調査書類を配布する際、日中不在で接触困難なワンルームマンションに居住する若年単身世帯等については、平成 27 年国勢調査の協力依頼先団体（14 団体）における意見交換において、効果的な広報手法について助言を得るとともに、大学等への国勢調査実施の周知について依頼する。

また、2020 年国勢調査においては、意見交換において学生数の多い大学の情報を得て、総務省統計局から直接訪問などを実施して、学内ネットやポスター掲示等について依頼するとともに、学生へのインターネット回答促進に係る効果的なアプローチについて助言を得る。

(3) 民間企業への協力依頼

各種団体等の協力依頼により外国人就労者の多い企業や従業員の多い企業（把握可能であれば、若年単身者の多い企業）の情報を得て、総務省統計局から直接訪問など実施して、社内ネットやポスター掲示等での調査の周知について依頼するとともに、外国人世帯や若年単身者へのインターネット回答促進に係る効果的なアプローチについて助言を得る。

(4) 広報協力依頼

平成 27 年国勢調査の協力依頼先団体等（65 団体）については、傘下会員への周知、ポスター掲示等について協力依頼を実施する。

5 地方公共団体における協力依頼

(1) 国が実施した協力依頼先の下部組織への協力依頼

国が実施した協力依頼先について、逐次、地方公共団体に情報提供することにより、地方公共団体の実状に応じて下部組織や傘下会員への協力依頼を実施する。

協力依頼に当たっては、国が作成した関係書類を配布する他、広報の総合企画において作成した版下素材等を活用して、調査への理解促進やインターネット回答促進について協力依頼を実施する。

(2) 地域コミュニティへの協力依頼

地方公共団体で把握している自治会やマンション管理組合等が一堂に会する地域コミュニティや外国人で構成される地域コミュニティや外国人が多く集まる飲食店等に対して、調査への理解促進やインターネット回答促進について協力依頼を実施する。

6 その他

(1) 協力者会議の開催

2019 年 7 月に調査員確保に向けた対策及び調査員事務の業務委託の協力依頼に係る協力者会議を行い、2020 年 2 月に調査実施の周知及びインターネット回答促進の協力依頼に係る協力者会議を実施する。

(2) 協力者会議参加団体の見直し

平成 27 年国勢調査の参加団体（マンション関係、高齢者福祉、教育関係、経済界、研究機関、在留外国人、青少年、報道機関などの分野から約 60 団体が参加）について、平成 27 年国勢調査の協力依頼実施状況及び 2020 年国勢調査における協力依頼事項の見直しを行う。

特に、インターネット回答促進の観点から、インターネットの普及促進に努める関連団体等への協力依頼の実施及び内容を検討する。